



広川町
「フルーツと工芸の里」



朝倉市(旧朝倉町)
三連水車



朝倉市
朝倉市の大自然とダム



筑前町
曾根田川、安の里公園、
ふれあいファーム



筑前町
旧三輪町の町木「松」と町花「藤」



宇美町
町花「ツクシシャクナゲ」

V

流域別下水道
整備総合計画



志免町
重要文化財の竪坑槽
と町花のさくら



志免町
桜



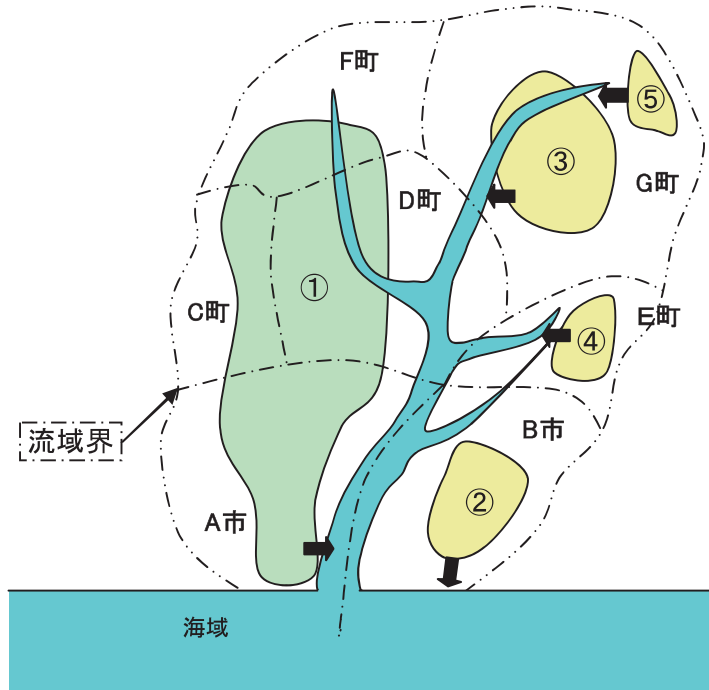
志免町
重要文化財の竪坑槽
と町花のさくら

V. 流域別下水道整備総合計画

V-1 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画(流総計画)は、水質環境基準を達成するために必要とされる下水道の整備に関する総合的な基本計画であり、将来における水質保全対策事業のために基本計画ともなりうるものである。

流域別下水道整備総合計画が定められた地域においての、具体的な下水道の整備は、この流総計画に適合して実施していくこととなる。



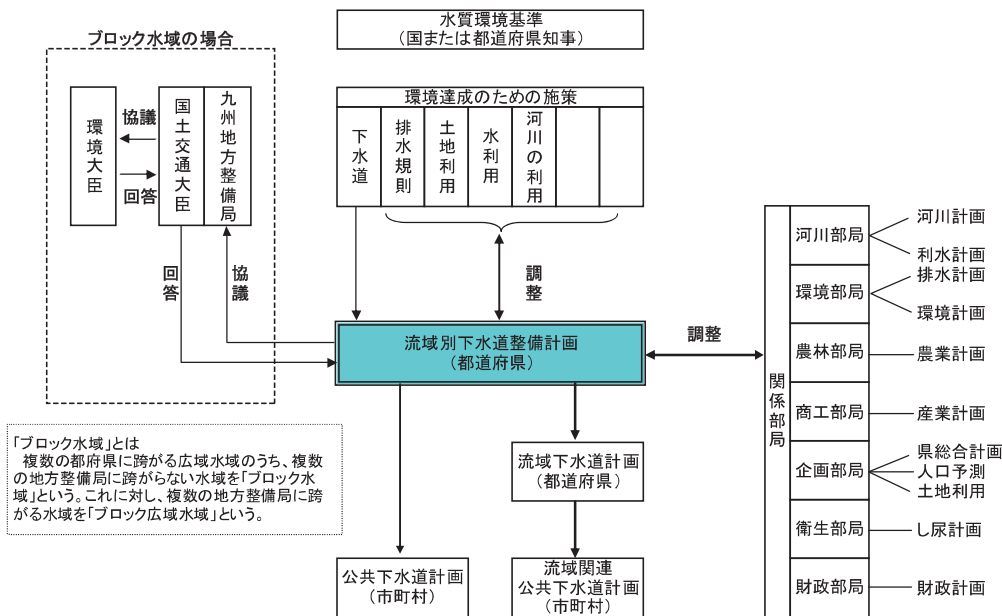
図V-1 ○○川流域別下水道整備総合計画の概念図(例)

〈図の説明(事例)〉

○○川の水質環境基準が達成されていないため、種々の検討を行い、1つの広域的な下水道(流域下水道等)と4つの単独公共下水道(または特定環境保全公共下水道)が計画された。

放流先は➡の箇所となった。➡の近くに終末処理場が建設される。この下水道計画が実施されれば、○○川の水質環境基準は達成されることとなる。

なお、実施順位は図中の番号のようになった。



図V-2 流域別下水道整備総合計画の位置づけ

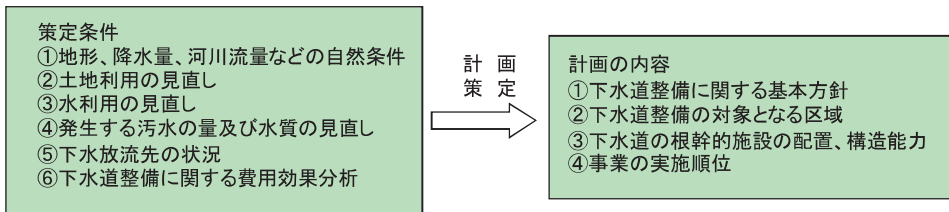


図 V-3 流域別下水道整備総合計画



図 V-4 流域別下水道整備総合計画調査区域図

表 V-1 策定状況

流 総 名	調 査 年	備 考
遠 賀 川	H13 H31.3.11 変更	7市14町1村 ※遠賀川下流流域、遠賀川中流流域を含む
博 多 湾 域	H20 H25.1.21 策定	8市7町 ※御笠川那珂川流域、多々良川流域を含む
有 明 海 関 連 水 域	H9 H21.7.15 大臣承認	12市6町3村 ※宝満川流域、宝満川上流流域、筑後川中流右岸流域、矢部川流域含む
周 防 灘 関 連 水 域	H23 H25~ (見直し)	4市7町1村
筑 前 海 域	S63 H9.12.25 知事承認	3市3町



篠栗町
町花「春蘭」と町章



須恵町
町花「つつじ」



久山町
町花「エビネ」



粕屋町
町花「バラ」



宮若市
追い出し猫と彼岸花と桜



小竹町
町花「ひまわり」



直方市
市木「たいさんぼく」



大川市
昇開橋、エツ



行橋市
今川、コスモス、キンモクセイ

VI

汚水処理の
適正化に向けて

VI. 汚水処理の適正化に向けて

VI-1 福岡県汚水処理構想の策定(令和7年3月)

汚水処理施設の効率的かつ適正な整備を推進するためには、各市町村において各種汚水処理施設の特徴を生かした、整備区域の設定及び適切な整備手法の選定を行うことが不可欠である。

福岡県では、平成6年度に県全域を対象に、統合的な汚水の処理構想として「福岡県汚水処理構想」を策定し、その後の社会情勢の変化を受け、平成15年3月、平成21年3月、平成29年3月と見直しを行ってきた。

その後、人口減少や汚水処理施設の老朽化が進む中、持続可能な汚水処理を推進するため、中・長期的視点で既に整備されている施設の効率的な更新・運営管理を目指すため、令和7年3月に『福岡県汚水処理構想～「地域に根差す」ふくおか水環境の未来』を策定したものである。



- A市
 - ・公共下水道事業
 - ・農業集落排水事業

- C市
 - ・流域関連公共下水道事業
 - ・特定環境保全公共下水道事業

- B市
 - ・漁業集落排水事業
 - ・コミュニティ・プラント
 - ・合併処理浄化槽

- D市
 - ・流域関連公共下水道事業

各種汚水処理場事業の配置イメージ

VI-2 福岡県汚水処理構想の策定内容

(1) 現状と課題

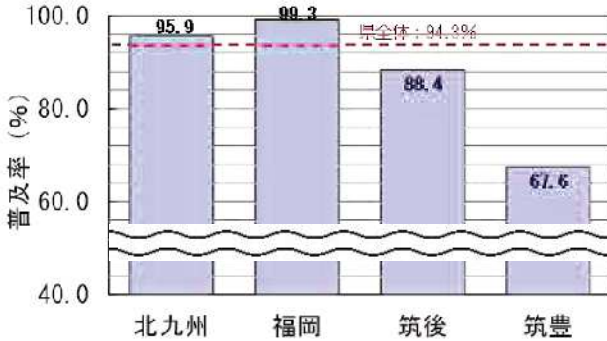
福岡県における汚水処理に係る主な現状と課題は、以下のような状況が挙げられる。

1) 汚水処理の普及促進に向けた課題

【汚水処理人口普及率の地域格差】、【整備状況】

県内の生活圏別にみると地域によって汚水処理人口普及率に開きがあることや集合処理区域における整備は高い水準ですが、個別処理区域における合併処理浄化槽の整備が遅れている状況が挙げられる。

【汚水処理人口普及率の地域格差】



【整備状況】

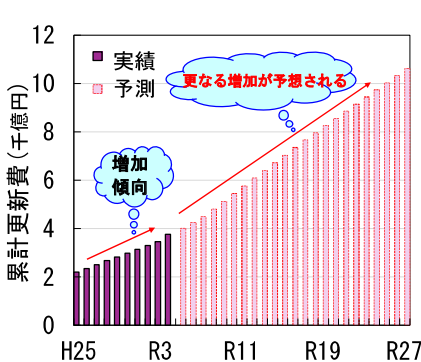
令和4年度末時点

	計画区域内人口			整備率 (%)
	(人)	整備済 (人)	未整備 (人)	
集合処理区域	4,601,947	4,336,516	265,431	94.2
下水道	4,542,671	4,277,240	265,431	94.2
農業	46,792	46,792	0	100.0
漁業	4,479	4,479	0	100.0
コミプラ	8,005	8,005	0	100.0
個別処理区域	488,965	305,983	182,982	62.6
合計 (行政人口)	5,090,912	4,642,499	448,413	91.2

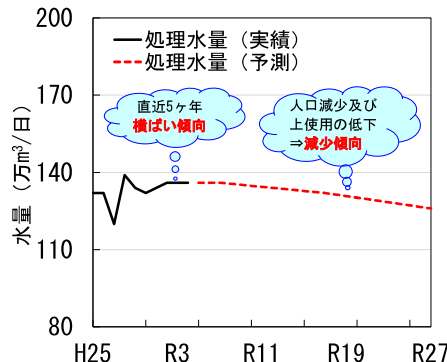
注1) 集合処理区域の未整備人口には、暫定浄化槽人口を含む。
注2) 個別処理区域の未整備人口は、単独浄化槽人口、汲取り人口を指す。

2) 持続可能な汚水処理を推進するための課題

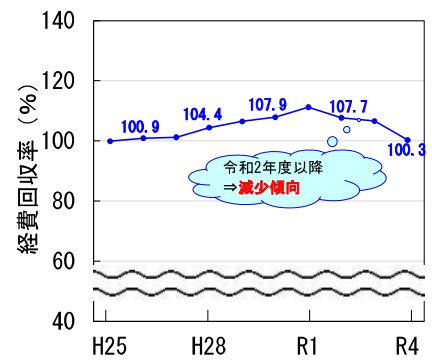
【施設の更新費用の増加】



【流入汚水量の減少】



【経営状況の悪化】



【施設の更新費用の増加】

今後も施設の老朽化は更に進行するため、更新費の更なる増加が懸念されることや大規模地震に備えた耐震化など更新費用は更なる増加が懸念されます。

【流入汚水量の減少】

将来的な人口減少に伴い水道使用量が減少し、下水道へ排水される水量も減少することから、施設の稼働率の低下や使用料収入の減少が懸念されます。

【経営状況の悪化】

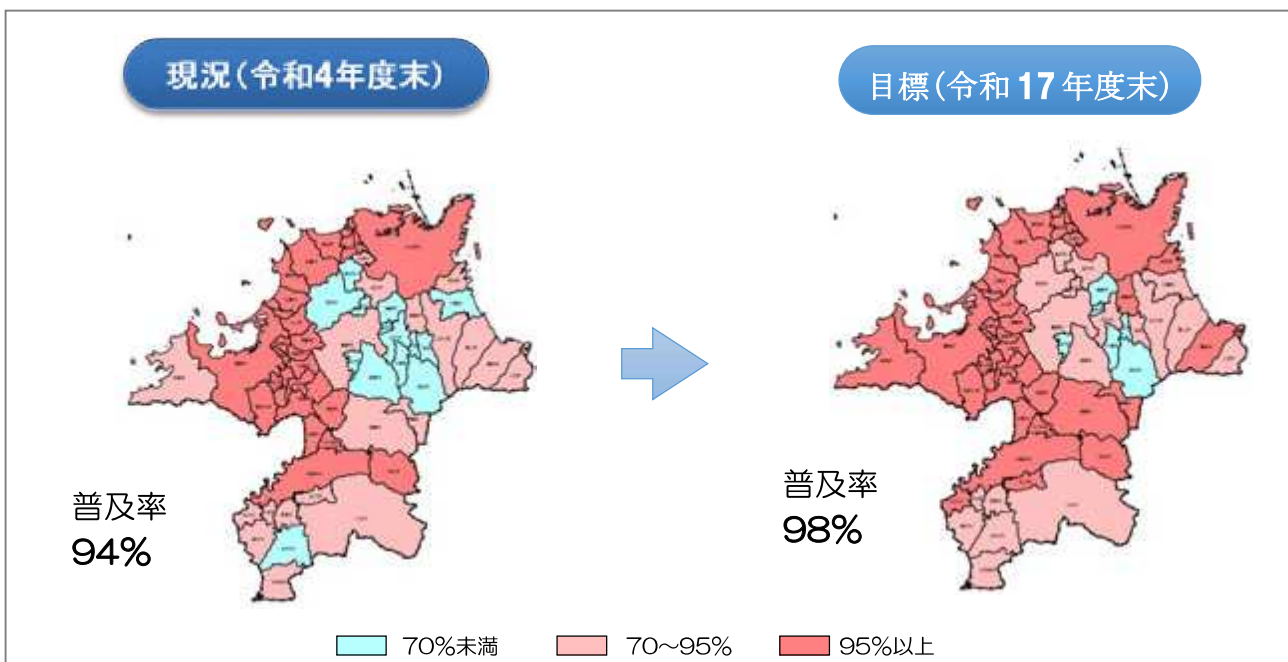
更に、下水をキレイにするために要する電力や人件費等も近年の物価上昇に伴い高騰し、下水道経営状況の悪化も懸念される。

(2) これらの課題に向けた今後の取り組み

これらの課題解消に向けて、今回、以下の目標を掲げ、汚水処理の更なる普及促進と併せて持続可能な汚水処理及び効率的な運営管理を推進する。

① 汚水処理の普及促進 【福岡県の汚水処理人口普及率98%（令和17年度末）】

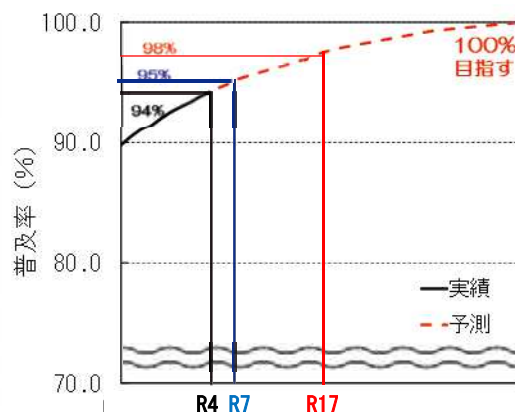
本汚水処理構想では、県内各自治体の汚水処理人口普及率の現状や過去の整備実績、今後取り組む施策を踏まえ、中期の目標年度を概ね10年後の令和17年度とし、県全体での汚水処理人口普及率98%を目標とする。



汚水処理人口普及率の見通し

		現況 (令和4年度)	本構想目標 (令和17年度)
整備済 (人)	下水道	4,277,240	4,338,907
	農業集落排水	46,792	29,921
	漁業集落排水	4,479	2,328
	コミュニティ・プラント	8,005	5,810
	浄化槽	462,333	450,959
計		4,798,849	4,827,925
未普及 (人)		292,063	110,802
合計(行政人口) (人)		5,090,912	4,938,727
汚水処理人口普及率		94.3%	97.8%

汚水処理人口普及率の推移



令和7年度末で普及率は95%を超え汚水処理は概成する予定です。今後も未普及解消に努め、最終的には100%を目指します。また、今回の汚水処理構想では、令和17年度末の目標を98%とします。

② 持続可能な汚水処理の推進 【汚水処理施設の効率的な更新及び運営管理】

人口減少や汚水処理施設の老朽化が進むなか、持続可能な汚水処理を推進するため、中・長期的な視点で既に整備されている施設の効率的な更新及び運営管理を目指します。

県及び市町村は、汚水処理を取り巻く課題解消に向けて以下の取り組みに努めていきます。

《課題に対する取り組みについて》

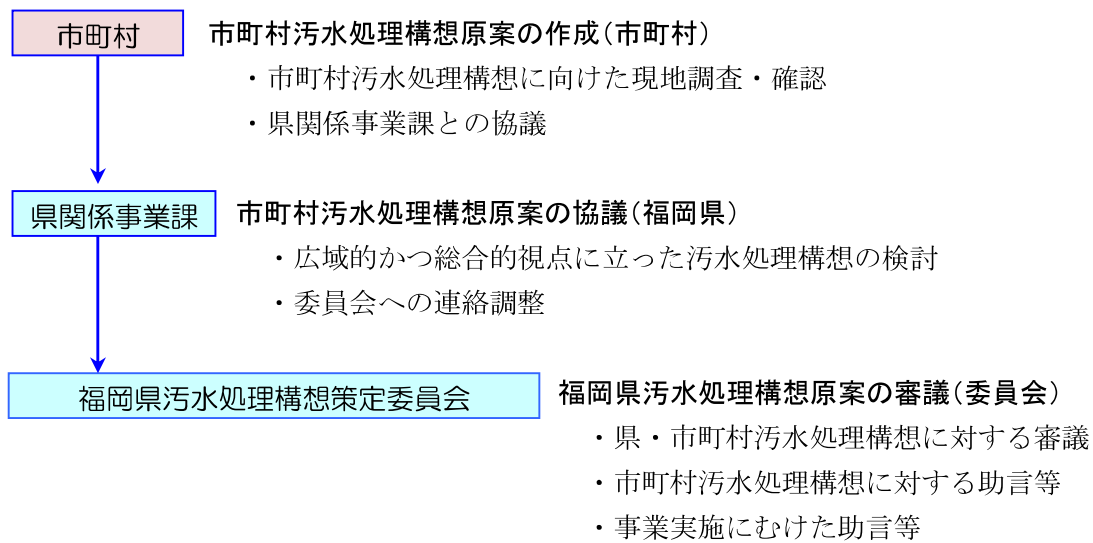
取組	課題	未整備 (普及促進) (地域格差)	施設の更新費用の増加 (老朽化・耐震化)	流入汚水量の減少 (施設の稼働率低下) (使用料収入減少)	経営状況の悪化
①	汚水処理施設の整備手法の選択				
	整備エリアの見直し	●		●	
	下水道整備予定区域の段階的整備	●			
②	下水道における低コスト整備手法の採用	●			
③	汚水処理施設の統廃合（広域化・共同化）		●	●	
④	汚水処理施設の計画的な更新		●	●	
⑤	汚水処理施設の計画的な耐震化		●		
⑥	上下水道一体管理の導入促進				●
⑦	住民への財政支援・PR活動				
	集合処理区域	●			●
	個別処理区域	●			
⑧	官民連携手法（PPP/PFI）の導入検討	●	●	●	●

注）「課題」と「取組」が関連するものに●を示しています。

- ・早期の普及促進を目指すため、人口減少などの社会情勢や地域特性、地域住民の意向を考慮しながら、下水道から合併処理浄化槽への転換といった効率的かつ適正な汚水処理区域の見直しを検討します。
- ・低コスト工法による整備や暫定的な合併浄化槽整備の導入などの整備手法の見直しを検討し、早期の普及促進に努めます。
- ・将来的に汚水処理施設の稼働率の低下や老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれることから、広域的な汚水処理施設の統廃合を検討し、施設の維持管理費の縮減を目指します。
- ・汚水処理施設の更新にあたっては、長期的視点で施設の点検・調査、修繕・更新を実施し、各種施設を全体として捉え、最適な施設管理に努めます。
- ・国の組織改編に伴い、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省へと移管されました。各自治体における「上下水道行政の一元化」が行われることで、効率的な事業執行体制の確保や料金徴収などの窓口業務の一元化など上下水道行政の一元化により更に効率的な執行体制を目指します。
- ・早期の汚水処理普及促進及び持続可能な汚水処理を実現するためには、使用者である住民の理解と協力が必要不可欠です。このため、各種説明会やホームページなどを用い、更なる啓発活動を行っていきます。
- ・持続可能な汚水処理を推進するためには、民間の資金や技術力を最大限活用（官民連携：PPP/PFI手法の導入）する必要があります。複数年契約における「公共施設等運営事業」など、持続可能な汚水処理を推進するため、官民連携手法を検討します。

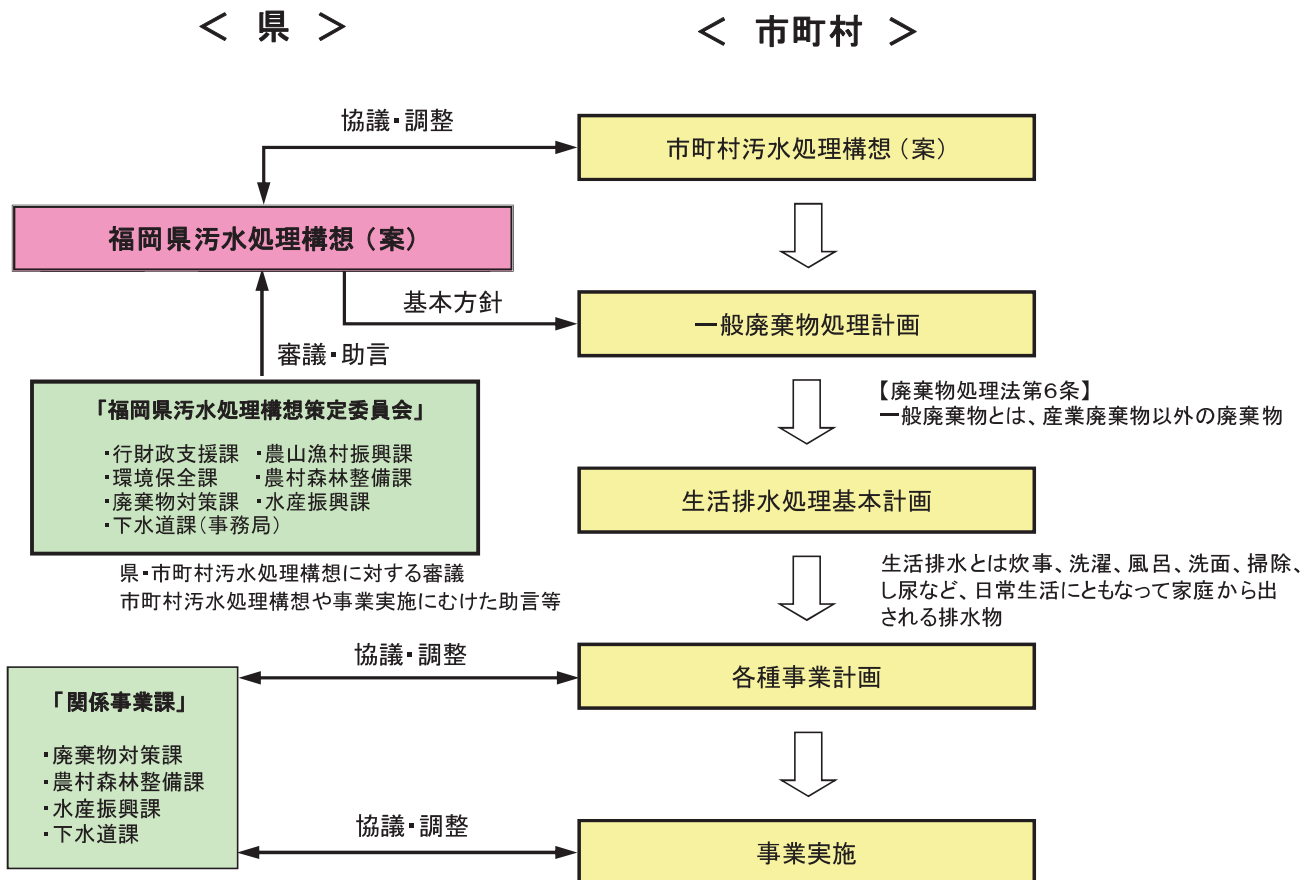
VI-3 構想策定から事業実施まで

(1) 構想策定までのながれ



(2) 事業実施までの流れ

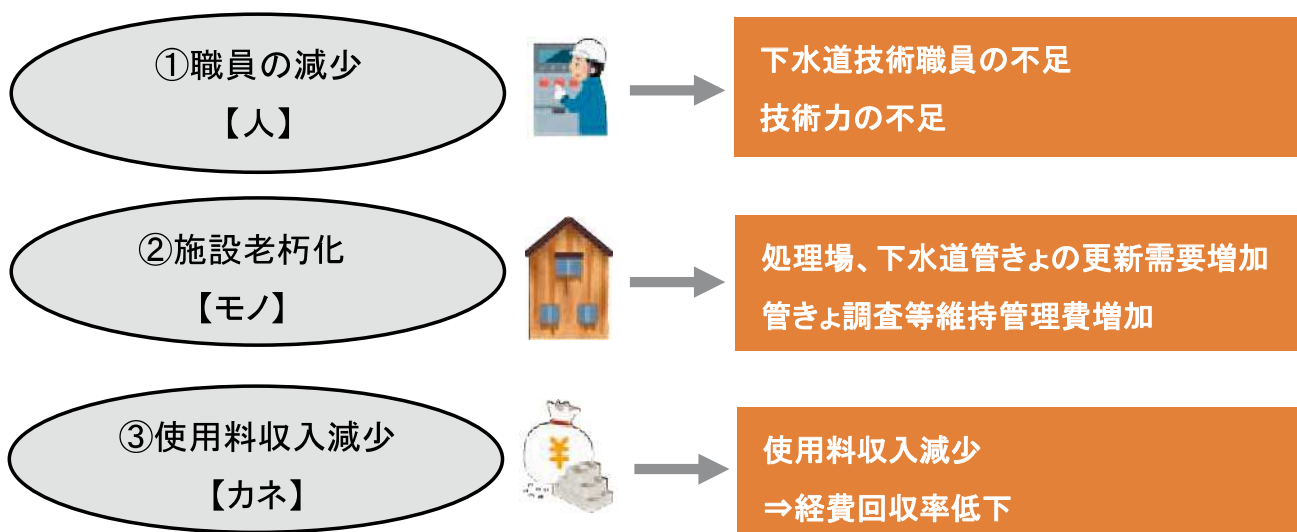
市町村が市町村汚水処理構想(案)を策定し、県関係事業課との協議・調整を行い、「福岡県汚水処理構想策定委員会」(県関係7課)からの審議・助言を受け、事業実施までの流れは以下のとおりである。



VI-4 福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画の策定(令和5年3月)

(1) 下水道事業の現状・課題

汚水処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められている。



(2) 広域化・共同化における国の動向

国は、下水道を含む汚水処理の持続可能な運営に向け、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」（平成29年12月決定）において、全ての都道府県における令和4年度までの「広域化・共同化計画」策定を目標として、次の通知を発出している。

汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について
【総務省・国土交通省・農林水産省・環境省の関係4省連名通知】（平成30年1月17日）

→ 国は、全ての都道府県に対し、令和4年度までの計画策定を要請。

(3) 計画の策定

「広域化・共同化計画」とは、複数の市町村や事務組合が広域的に連携し、共同で汚水処理事業に取り組むことで、効率的で持続可能な事業運営を目指すための計画である。

福岡県では、各種汚水処理事業を計画的に推進・整備しているが、将来的には人口減少に伴う使用料収入の減少、市町村の担当職員数減少による執行体制の脆弱化、集中豪雨に備えた浸水対策、既存施設の老朽化に伴う大量更新期の到来など多くの課題が発生し、それらを解決する必要に迫られている。

そこで、汚水処理事業の広域化・共同化による課題解決の効果を全県域で検討し、広域化・共同化の実施方針や内容を取りまとめた「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」を令和5年3月に作成した。

(4) 策定手順とメニューの選定

県では、県内全ての市町村と、し尿処理を行う14組合及び庁内関係各課で検討体制を構築し、県内7ブロックに分けて広域化・共同化メニューの効果検討及び策定に向けた議論を実施した。それぞれのブロック会議において効率的で持続可能な事業運営を行うため、ハード系、ソフト系の取組を抽出し、各取組について具体的に、事業費・効果の試算、役割分担の検討、関係者との合意形成などを図った。

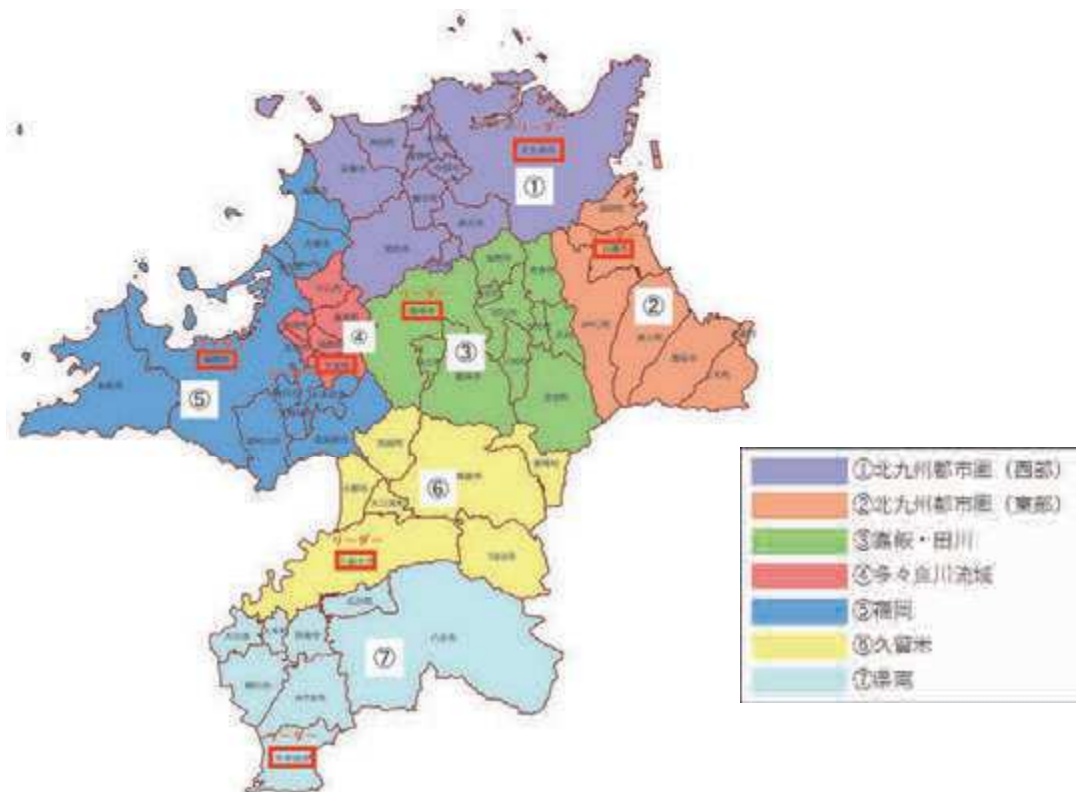


図 各ブロックの概要図

汚水処理に係る事業の財政状況や執行体制が悪化することを見据え、県と各市町村の連携等、汚水処理事業の持続的かつ健全な運営を目指すため、ハード系連携メニュー2つと、ソフト系連携メニュー7つを本計画に位置付け、連携メニューを策定した。

連携メニューの選定にあたっては、実施効果の検討、各市町村の実施意向の確認、ブロック会議・全体会議での議論を行い、実現可能性のある取組をまとめたものである。

実施に際しては、引き続き詳細な検討を行い、市町村の実情や将来の動向を踏まえた上で取組を進める方針とした。

区分	主要な課題
人	人口減少
	技術職員の減少
モノ	未普及地域への汚水処理促進
	施設の老朽化
カネ	使用料収入の減少
	改築更新費の増加



連携メニュー	
ハード系	処理場の統廃合
	汚泥処理の共同化
ソフト系	委託業務の共同発注
	維持管理業務の共同化
	台帳システム整備・保守の共同化
	人材育成の共同化
	PR・広報活動の共同化
	災害時対応の共同化
	所内事務の共同化

(5) 計画の内容及び効果

○ハード系

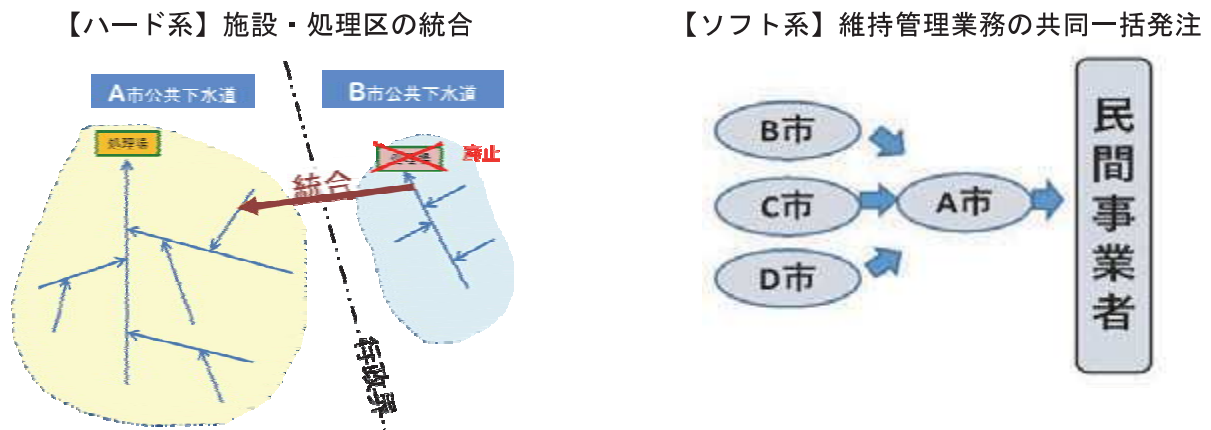
- ・ 処理施設の統廃合：老朽施設の近隣施設への統廃合
- ・ 汚泥処理の共同化：下水処理場や、し尿処理場で発生する汚泥の共同処理

➡ 『改築更新費用の削減』『維持管理費用の低減』

○ソフト系

- ・ 維持管理の共同化：施設の保守点検や水質検査の共同発注
- ・ 調査等の共同化：施設の老朽化調査や改築更新計画策定の共同発注
- ・ 災害時対応の共同化：広域BCPの策定や災害訓練の合同実施
- ・ 人材育成の共同化：職員講習会の共同開催
- ・ PR・広報活動の共同化：広報活動の合同開催及び継続
- ・ 災害時対応の共同化：広域BCPの策定や合同訓練の実施
- ・ 庁内事務の共同化：責任技術者や排水設備工事店の登録機関、運営、申請様式等の一元化

➡ 『委託費用の削減』『技術力の向上・技術の継承』



(6) 取組の実施方針

それぞれの取組については、施設の老朽化状況や自治体間の実施体制の構築など、地域の実情に応じて取組時期を『短期』（概ね5年以内）、『中期』（概ね10年以内）、『長期』（概ね10年以上）に設定したロードマップを作成し、円滑な実施を目指している。

(7) 進捗管理

定期的なブロック会議の開催や、取組市町村による協議を継続し、県と市町村間で課題の共有を図り、進捗状況の確認を行う。

計画の目的である持続可能な事業運営を確保するために、各取組のPDCAサイクルによる進捗管理を促す。

また、短期取組での検討結果やその時点の情勢を踏まえて、概ね5年程度を目途に必要なに応じて計画の見直しを実施することで、広域化・共同化計画のスパイラルアップを行う。